

# 第5期 雄武町総合計画 後期実施計画書 兼 事務事業評価調書

様式1

No. 03010020

政策目標	5	ささえあい・雄武～協働によるまちづくりの推進	会計区分	1	一般会計	【全体計画内容】※後期実施計画期間外の計画期間を有する場合のみ記載
基本施策	24	効果的・効率的な行政経営	事業優先度		B	
単位施策	1	計画行政の推進	政策事務分類	4	法定自治事務	
事業名	標準宅地鑑定評価委託事業		見直し年度			
事業期間	平成25年度～平成28年度		担当課	3	税財管理課	
事業主体	雄武町		関係課		#N/A	
事業指標	鑑定評価地点数				#N/A	
事業目標	標準地全地点		ハード/ソフト 事業区分	2	ソフト事業	
住民参加	無		関係例規・法令名	有	地方税法	
住民協働	無		関係個別計画名	無		

全体計画 事業内容		平成 25 年度 事業内容	平成 26 年度 事業内容	平成 27 年度 事業内容	平成 28 年度 事業内容	平成 29 年度 事業内容
計 画 内 容	○固定資産(土地)の評価替えに係る鑑定評価 ・標準宅地 ～ 全65地点	・不動産鑑定士への委託による 土地鑑定評価の実施			・不動産鑑定士への委託による 土地鑑定評価の実施	
	事業費(千円)	8,000	4,000	0	0	4,000
計 画 事 業 費	財源内訳					
	国庫支出金	0				
	道支出金	0				
	地方債	0				
	その他	0				
一般財源	8,000	4,000			4,000	
実 績 事 業 費	事業費(千円)	7,891	3,897	0	0	3,994
	財源内訳					
	国庫支出金	0				
	道支出金	0				
	地方債	0				
その他	0					
一般財源	7,891	3,897			3,994	
関 連 事 項	特定財源の名称		(実施内容等) 標準宅地の鑑定評価 《標準宅地～全65地点》	(実施内容等)	(実施内容等) 標準宅地の鑑定評価 《標準宅地～全65地点》	(実施内容等)
	【評価・実績】		※事務事業評価結果 A-継続/現状維持	※事務事業評価結果	※事務事業評価結果	※事務事業評価結果
	前期計画からの継続 (継続有り)	年度目標値 標準地全地点				標準地全地点
	第6期計画への継続 (継続有り)	年度達成率	97%	#DIV/0!	#DIV/0!	100%
		全体達成率	49%	49%	49%	99%
	備考欄					

事業名	標準宅地鑑定評価委託事業	評価者 管理職 職氏名	税財管理課長	中村 文隆
		評価者 作成者 職氏名	課税係長	川口 敦史

■事務事業の目的・内容(Plan・Do)

【誰、何が(対象)】	雄武町内に所在する宅地を有する人	望ましい指標(目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標)	土地・家屋データ異動件数								
【抱える課題やニーズは】	雄武町内における宅地の適正な評価	指標(指標計算式/解説)	目標値及び実績値								
【どのような状態になることを目指したのか(意図)】	土地の価格動向に精通した不動産鑑定士による標準宅地の鑑定評価を実施し、土地の適正な価格を把握する。	①	<table border="1"> <tr> <td>目標年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>65件</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>65件</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>100.0%</td> </tr> </table>	目標年度	平成28年度	目標値	65件	実績値	65件	達成度	100.0%
目標年度	平成28年度										
目標値	65件										
実績値	65件										
達成度	100.0%										
【その結果、どのような成果を実現したか】 ※成果=目的	平成27年度の固定資産(土地)評価替えにおいて宅地の適正な評価を実施し、税負担の公平性を確保する。	②	<table border="1"> <tr> <td>目標年度</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>#DIV/0!%</td> </tr> </table>	目標年度	年度	目標値	件	実績値	件	達成度	#DIV/0!%
目標年度	年度										
目標値	件										
実績値	件										
達成度	#DIV/0!%										
【内容(どのような手段で何を行ったか)】	標準宅地の鑑定評価業務委託	雄武町内の標準宅地(全65地点)の鑑定評価を不動産鑑定士に業務委託し、「不動産鑑定評価基準」等に従って、地価公示価格・北海道地価調査価格等との均衡にも配慮した鑑定評価を実施した。									

■事務事業の評価(Check)

(1)事務事業の必要性(町民ニーズ、社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事業を実施しない場合の支障、既存事業との機能重複や見直しによる対応可能性)

必要	<input checked="" type="checkbox"/>	義務的なもの	宅地評価の根拠となるものであり、時勢に応じた評価の見直しを行わなければ、税負担の公平性が損なわれることとなる。
必要/概ね必要	<input checked="" type="checkbox"/>	全部	また、固定資産税における宅地の評価は「固定資産評価基準」に
課題あり	<input type="checkbox"/>	一部	位置づけられており、町で実施しなければならない事業である。

(2)事務事業の有効性(期待する効果が得られたか)

有効	<input checked="" type="checkbox"/>	設定した目標値の達成状況	平成30年度基準の評価替えに向け、標準宅地の適正かつ公平な価格を把握することができた。
有効/概ね有効	<input type="checkbox"/>	達成	
課題あり	<input type="checkbox"/>	ほぼ達成	
	<input type="checkbox"/>	下回る	

(3)事務事業の効率性(コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか)

効率的	<input type="checkbox"/>	判断の理由	鑑定評価については不動産鑑定士に業務委託する必要がある、
	<input type="checkbox"/>	事業費抑制	多様な条件から標準宅地の適正な時価を求めるには欠かせない
	<input type="checkbox"/>	人員削減	手法である。
効率的/概ね効率的/課題あり	<input checked="" type="checkbox"/>	時間短縮・作業軽減	
	<input checked="" type="checkbox"/>	その他	

(4)事務事業の公平性

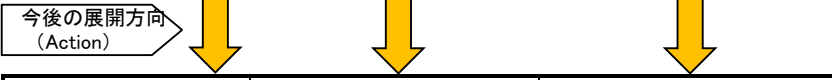
公平	<input type="checkbox"/>	判断の理由	本事業の実施により、宅地の適正な評価を行うことで、税負担の公平性が確保される。
	<input checked="" type="checkbox"/>	受益者負担がある	
	<input checked="" type="checkbox"/>	受益者負担がない	
公平/概ね公平	<input type="checkbox"/>	受益が一部に偏る	
公平でない	<input type="checkbox"/>	その他	

■その他特記事項(アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入)

■総合評価【A~D】

- A:計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当 等
- B:ほぼ計画どおりに進んでいるが目標を達成していない。事業の進め方に改善が必要 等
- C:当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要 等
- D:事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要 等

自己評価(一次評価)	評価会議評価(二次評価)	町長評価(三次評価)
<b>A</b>		
地方税法の規定に基づき総務大臣が定める「固定資産評価基準」に規定された宅地の鑑定評価であり、今後も計画どおり事業を進める必要がある。		



継続/現状維持		
宅地の鑑定評価は、固定資産(土地)の評価替えに当たり、3年ごとに実施するものであり、税負担の公平性を確保・維持するため、今後も継続して事業を進めて行く。		

- ※展開方向の区分
- 継続/現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更
  - 終了 ○休止 ○廃止